

『鉄筋施工業務及び鉄筋継手業務』 安全衛生のポイント

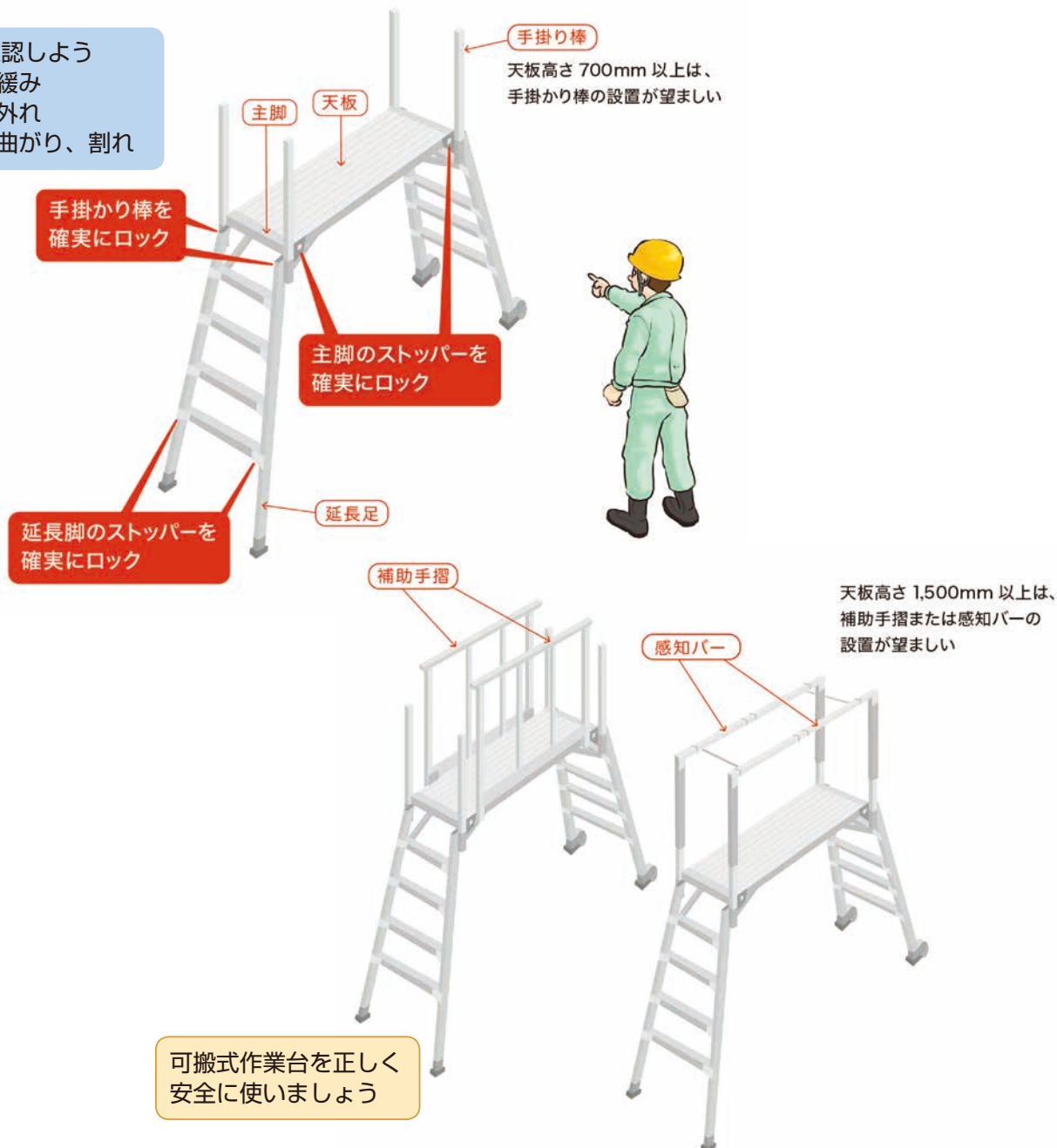
可搬式作業台、高所作業

(1) 可搬式作業台

必ず使用前点検をしよう！

各部を確認しよう

- ・ねじの緩み
- ・部品の外れ
- ・部材の曲がり、割れ



(2) 作業台からの転落

背を向けて降りていて転落

発生状況

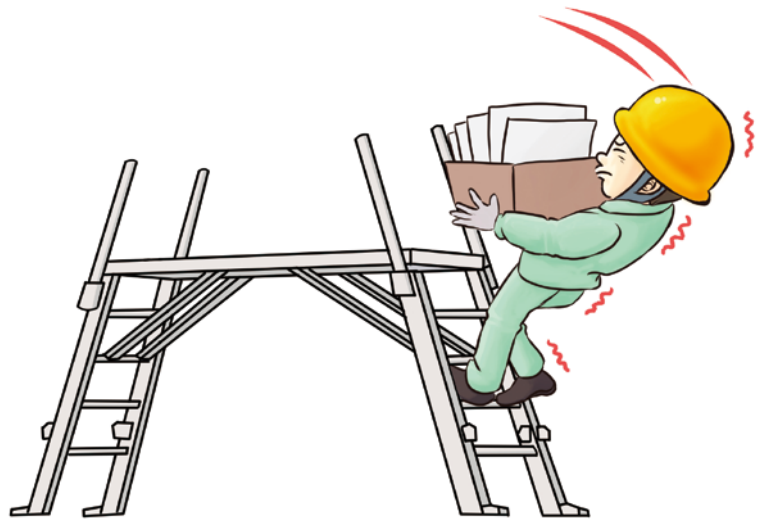
作業台に背を向けて降り、足を滑らせ転落した。



手に物を持って作業台に上っているときに転落

発生状況

作業に必要な物を手に持って作業台を上っているとき、バランスを崩し転落した。



守るべきこと

- ①手に物を持って昇降しないこと。
- ②作業台に背を向けて昇降しないこと。
- ③本体、手掛かり棒を持って昇降すること。

(3) 反力のある作業中に転落



発生状況

梁の結束固め作業中、梁の位置を少し奥にずらそうと力を入れて梁を押ししたところ、反動で可搬式作業台ごと転倒した。

守るべきこと

- ①作業台の上で、壁や物を無理に押したり引いたりしないこと。
- ②作業台から身を乗り出して作業しないこと。
- ③作業台の設置場所に荷物を置かないこと。

(4) 段差のある場所に作業台を設置して転落



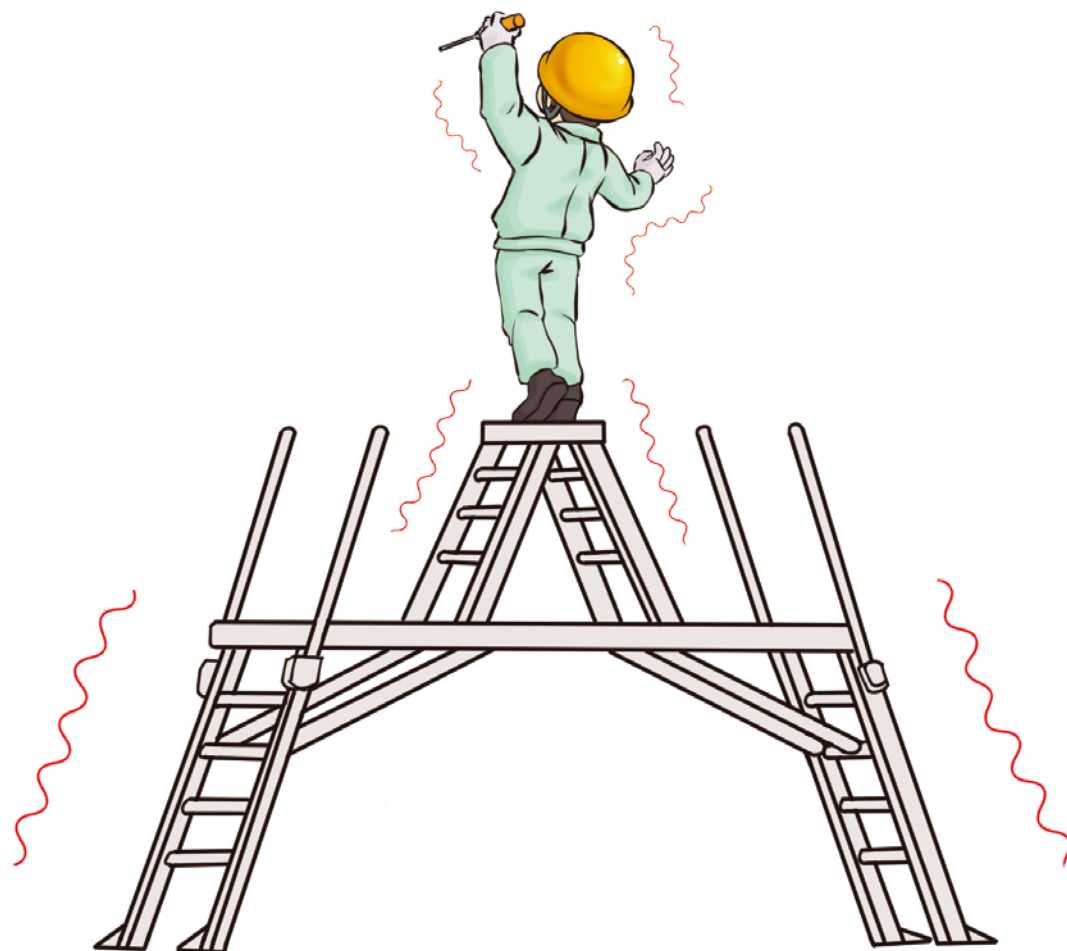
発生状況

可搬式作業台の床段差を調整するため、片方の脚部を約15cmの高さの台に載せて設置した。その後、天板に乗ろうとした際、バランスが崩れ作業台から転落した。

守るべきこと

- ①可搬式作業台は、水平で安定した場所に設置し、高くするため、台や箱の上に作業台を載せたりしないこと。
- ②作業台には同時に2人以上乗らないこと。

(5) 可搬式作業台の上に脚立を載せ、脚立の上から転落



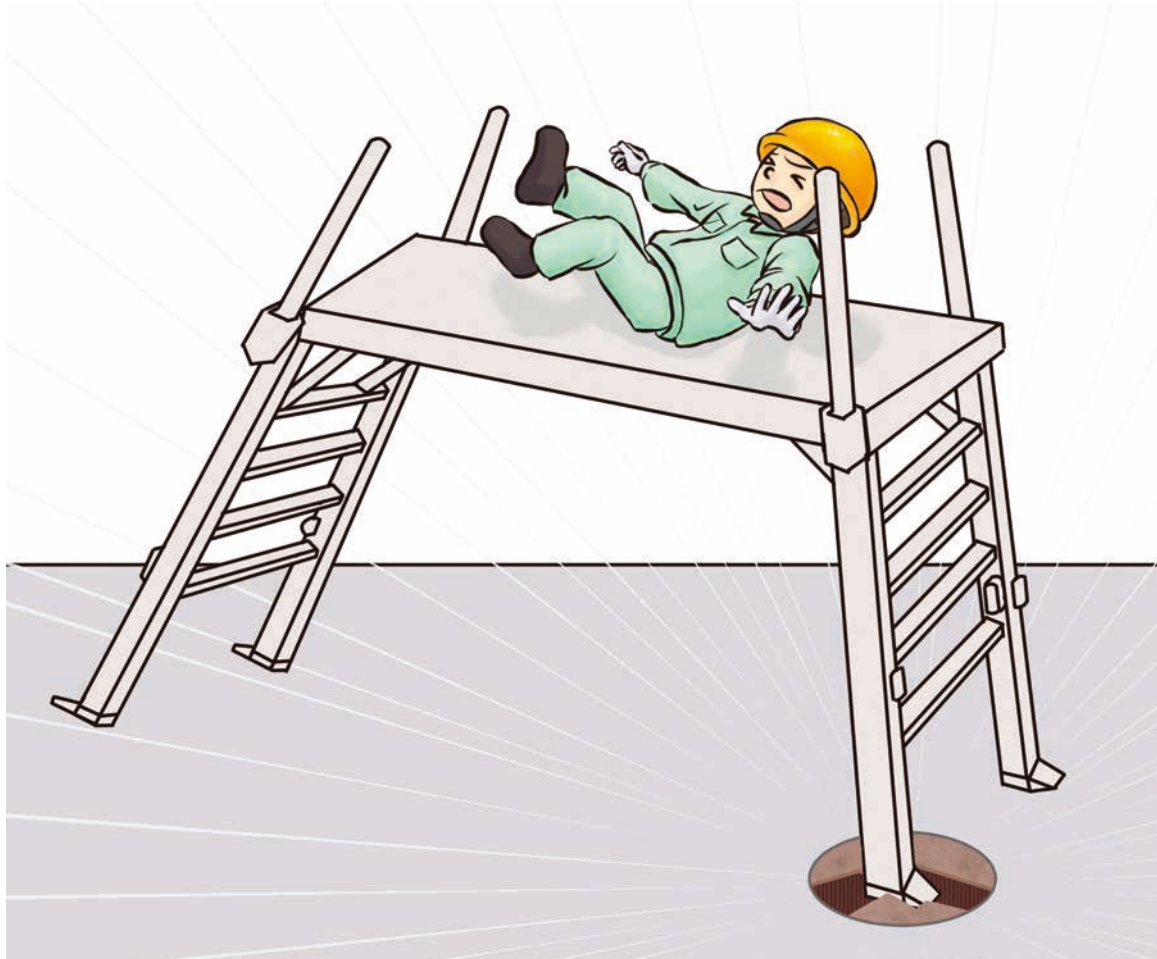
発生状況

作業台の高さが足りないため、作業台の上に脚立を置き、これに乗って作業していたところ、脚立が揺れたためバランスを崩して転落した。

守るべきこと

- ①可搬式作業台の上に脚立や踏み台などを載せ、これに乗って作業しないこと。
- ②適切な高さの作業台を設置すること。

(6) 可搬式作業台の足元がスリーブ開口に入り転倒



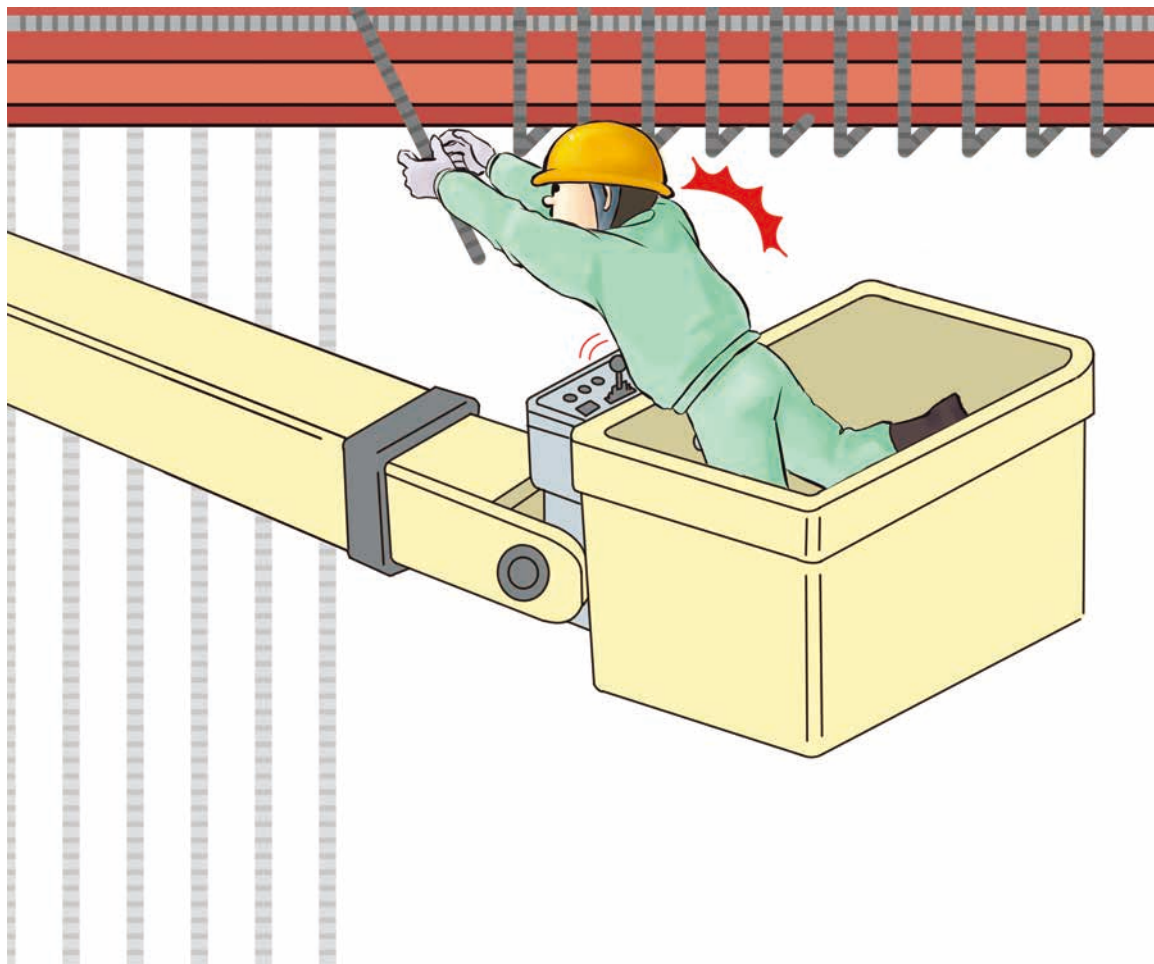
発生状況

足の一本がコンクリートノロで見えなくなっていた開口に乗っていたことに気づかずに可搬式作業台を設置し、乗ったら足がスリーブに刺さり転倒した。

守るべきこと

設置する際には足元が強固な状態か確認してから作業にかかること。

(7) 高所作業車での誤操作による災害



発生状況

高所作業車で鉄骨巻きの梁（SRC）を配筋中、無理な姿勢から体が操作レバーに触れ誤作動し、梁と作業台に挟まれた。

守るべきこと

- ①操作レバーの位置をしっかりと確認し触れないように注意すること。
- ②無理な姿勢で作業しないこと。
- ③作業台を最低の位置に下げてから移動すること。

(8) 可搬式作業台・高所作業車でケガをしないために (総括)

- 絶対に可搬式作業台に背を向けて降りない！
- 身を乗り出した作業は絶対に行わない！
- 可搬式作業台の上では、壁や物を無理に押したり引いたりしない！
- 可搬式作業台の設置は、水平かつ足元が強固な場所で行なければならない！
- 可搬式作業台への二人乗りの禁止！隣の作業台への移動の禁止！
- 高さが足りない場合でも可搬式作業台に脚立等を追加してはならない！
- 高所作業車などで作業する際には、資材を踏むことがないようにする！
- 高所作業車の上では、無理な姿勢による作業はしない！

作業に慣れてきた頃に油断による災害が多いので、常に危険と隣り合わせであるという意識を持ち作業すること。